

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和2年8月28日(金)午後7時00分～午後7時55分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
2番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)
3番委員 吉 田 眞 理
4番委員 森 本 浩 司
5番委員 益 田 麻衣子

3 説明員等氏名

教育部長	北 村 洋 子
文化部長	石 川 幸 彦
教育部副部長	飯 田 義 一
教育部管理監	鈴 木 寛
文化部副部長	古 矢 智 子
教育総務課長	下 澤 伸 也
学校安全課長	鈴 木 一 彰
教育指導課長	石 井 美佐子
教育相談担当課長	西 村 泰 和
文化財課長	高 橋 万 明
史跡整備担当課長(史跡整備係長事務取扱)	内 田 文 明
教育指導課指導主事	岩 立 忠

(事務局)

教育総務課副課長	府 川 雅 彦
教育総務課主査	菊 川 香 織

4 議事日程

日程第1 議案第31号 小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)
日程第2 報告第9号 事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部・文化部)
日程第3 報告第10号 事務の臨時代理の報告(財産の取得について(学習用端末))について (学校安全課)
日程第4 議案第32号 令和2年度教育委員会事務の点検・評価について (教育総務課)

5 報告事項

(1) 学校施設開放について (教育総務課)
(2) 令和2年度におけるICTを活用した取組について (教育指導課)

6 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 7月定例会・7月臨時会・8月臨時会会議録の承認

(3) 会議録署名委員の決定…和田委員、吉田委員に決定

(4) 日程第1 議案第31号 小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)

○文化部副部長 それでは、議案第31号の「小田原市図書館協議会委員の任命について」につきましては、私から説明いたします。

図書館協議会は、図書館法第14条第1項の規定により、公立図書館に置くことができることとされ、同条第2項により「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」とされております。本件は、来月、9月30日をもって任期満了となります図書館協議会委員の改選でございますが、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号により附属機関の委員の任命につきましては、教育委員会の会議に附さなければならないこととされておりますので、これらの規定を受けまして、本員会にてお諮りするものでございます。

なお、小田原市図書館条例第6条第1項の規定により、委員数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から、教育委員会が任命することとされており、同条第2項の規定により任期は2年、再任は妨げないものとなっております。

このたびの委員候補者は、議案第31号の別紙の名簿に記載いたしました8名でございます。8名のうち、新たに任命する方は、候補者名簿の下から2行目及び1行目の市民委員の武田尚子氏、野村朋弘氏の2名でございます。市民委員につきましては、令和2年5月1日から6月19日まで公募を行いましたところ、17名の方から御応募がございましたので、文化部長、図書館長事務取扱となります私、文化部副部長、図書館副館長の3名が採点者となって、応募申込書と論文の書類審査を実施いたしました。この結果、武田尚子氏、野村朋弘氏の2名を選考させていただき、図書館長面接の上、候補者として提案させていただくものです。

なお、今回、任命する図書館協議会委員の任期につきましては、令和2年10月1日から令和4年9月30日までの2年間となります。

以上をもちまして、議案第31号の「小田原市図書館協議会委員の任命について」の説明を終了とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

(質疑)

吉田委員 市民委員の野村朋弘氏になんですけれども、大学教員とありますけれども、専門分野を教えてください。

文化部副部長 野村氏は歴史が御専門でいらっしゃると思います。歴史は中世史ですけども、どちらかというと、文献や資料よりは、歴史をまちづくりに活かすといった方面を研究していらっしゃるということで、小田原市の方向性にも非常に合致する方だと思いました。

吉田委員 8名のうち3名が大学教員というのが偏りがいいかなと少し心配しましたが、分野的に幅広くということで、よくわかりました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第2 報告第9号 事務の臨時代理の報告(令和2年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部・文化部)

○教育部副部長 それでは、御説明申し上げます。

市議会9月定例会に係る補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、補正予算を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものでございます。

私からは、教育部所管分につきまして御説明しますので、資料1ページ「令和2年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

この度の補正予算ですが、新型コロナウイルス感染症に伴う諸施策について、所要の経費を計上したものでございます。

上段の歳入については関連する歳出で御説明いたします。

資料の中程、歳出の欄1段目、2段目及び3段目の支援教育事業、外国語教育推進事業及び内部事務でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う夏季休業期間の短縮や授業の実施時期の変更等に伴いまして、個別支援員及び英語専科非常勤講師に係る給与費に不足が見込まれるため、報酬等を計上したものでございます。

次に、4段目の「新型コロナウイルス感染症対策事業」でございますが、歳入の3段目の学校衛生用品購入費寄附金としてヤオマサ株式会社様から小・中学校における新型コロナウイルス感染症対策を目的とした合計800万円の御寄附をいただきましたので、学校衛生用品の購入に係る経費を計上したものでございます。

次に、「修学旅行延期等費用補償金」につきましては、資料の2ページをお開きください。本年5月～6月に実施を予定しておりました市立小・中学校の修学旅行につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮して延期といたしました。延期に伴い宿泊先等を変更せざるを得なかった一部の学校に対して、旅行会社から変更に伴う手数料が請求されることとなりました。

さらに、城南中学校におきましては、県内の感染拡大の状況を踏まえまして、8月30日に出発予定の修学旅行を中止といたしましたため、取消料の支払いが必要となりました。これ

らについて、保護者に負担を求めるのではなく、公費負担することとしたものでございます。

予算額は152万円で、内訳につきましては、(1)に記載の白山中学校、城南中学校、鴨宮中学校について、それぞれ宿泊先等を変更したことによって、記載のとおり金額の手数料が発生したものでございます。

(2)の城南中につきましては、延期後の修学旅行を学校医の助言等を踏まえて中止したことによって、(1)の延期分の手数料に加え、取消料として18万円余が必要となったものでございます。これらの合計額151万9475円をもって、補正予算の額としたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○文化部副部長 それでは、文化部所管の「令和2年度小田原市一般会計補正予算概要」について、御説明申し上げます。

歳出の(項)社会教育費(目)文化財保護費の史跡整備経費の史跡等用地取得事業でございますが、併せて、資料3ページ「史跡等用地取得事業について」を御覧いただきたいと存じます。

取得予定地は、2の位置図にございますように、城下張出と呼ばれる総構の一部で、国指定史跡内であり、当該地の所有者から売却の申し出をいただきましたので、史跡整備を進めていくための用地として取得すべく、用地購入費、物件補償費等、所要の経費を計上するものでございます。

次に、(目)図書館費の図書館運営経費、中央図書館管理運営事業でございますが、併せて、資料4ページの「中央図書館内壁タイル改修工事について」を御覧ください。

中央図書館の吹抜け部の壁に施工されたタイルが、広範囲にわたって下地のコンクリート面から剥離していることが判明したため、剥落防止の改修工事を行うものです。改修工事は透明剥離防止補強工法により実施し、施工面積は1150平方メートルでございます。

工期につきましては、令和2年12月から令和3年3月末までの予定で実施するものでございますが、この期間内に、併せて、熱源設備等の改修と、閉館した旧市立図書館の図書資料等の移管に係る書架の増設等も行うものでございます。なお、工事期間中は中央図書館をやむなく臨時休館いたしますが、予約本の貸出を行うことを検討しているところでございます。

以上で、文化部所管の「令和2年度小田原市一般会計補正予算概要」について、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑)

○森本委員 今説明がありました谷津の史跡なんですけれども、もう少し詳しくどういう史跡なのか教えていただけますでしょうか。

○史跡整備担当課長 取得予定地は、小田原城跡の総構（大外郭）と呼ばれる戦国期の小田原城を囲む土塁や堀などで構成される場所の一部でありまして、今回の土地は、総構の北側にあたりまして、北側に突出しております丘陵の先端部を利用しまして、位置図を見てもらうと分かると思いますが、張り出しの部分を作り出した。城下張出と呼ばれる場所の一部でございます。

こちら、遺構の残りがすごく良くて、良好に遺構が保存されておりますので、戦国期の小田原城を語る上で非常に重要な土地であるということで、今回お申し出があった部分も含めて公有化するものでございます。位置図にあるこの周りのすでに公有化した土地は現在芝生で覆われておりまして、家族連れ等がある程度くつろげるような、見晴らしの良い場所になってございます。

以上でございます。

○森本委員 そのような遺構は、はっきりわかるような形で整備されているということによろしいですか。

○文化財課長 現在、文化財課と経済部の小田原城総合管理事務所と協力しながら、この場所に看板を2箇所ほど設置いたしまして、説明版とかを置いたり、また、先ほど史跡整備担当課長が発言したとおり芝生にしてここに入っていけるような状況には整備しているところでございます。

（その他質疑・意見等なし）

○栢沼教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

（文化部職員 退席）

（6）日程第3 報告第10号 事務の臨時代理の報告（財産の取得について（学習用端末））について（学校安全課）

○教育部管理監 それでは、私から説明申し上げます。

市議会9月定例会に係る事件議案について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

細部について御説明しますので、資料1ページ「財産の取得について」を御覧ください。

本議案につきましては、6月30日の教育委員会定例会で説明させていただいたところですが、小田原市議会6月定例会で認められたICT学習用端末等購入費のうち、新型コロナウイルス感染症の第2波等に備え、早期に調達するために随意契約しました3539台を除きまして、残る5353台を取得するための仮契約を締結したものでございます。

契約金額、契約の相手方及び納入期限につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

学習用端末の仕様につきましては、6月2日に開催されました「第2回小田原市立小中学校ICT教育環境整備事業プロポーザル審査委員会」において、選定しました事業者が提案したものであり、文部科学省の「GIGAスクール構想」に対応するGIGAスクールパックに示されている性能要件に適合する機種を指定するものでございます。このことにより、今年度調達する端末につきましては、全て同じ機種となります。

次に3ページをお開きください。

入札の状況でございますが、8月19日に指名競争入札に付した結果、契約金額2億4083万1470円で、当該事業者が落札しましたことから、仮契約を締結しております。

本件につきましては、予定価格が2000万円以上の動産の買入れとなるため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

(質疑)

○吉田委員 入札調書を見ますと無競争落札だったように見えます。辞退が大変多いですけれども、その理由を教えてくださいませんか。

○教育部管理監 我々のほうで理由を確認するものではないのですが、想像するには、同時期に日本で類似する事業が各自治体から発注されますので、それぞれの業者がそれぞれの自分が取りたいところを取ろうという意向が働いたのではないかというふうに考えてございます。

○益田委員 3539台を前回取得したということでしたが、その会社と今回の会社は同じでしょうか。

○教育部管理監 今回と同じでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 日程第4 議案第32号 令和2年度教育委員会事務の点検・評価について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明させていただきますので、お手元の報告書(案)の1ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに1ページから4ページまでは、令和元年度における教育委員会の活動をまとめたもので、定例会等の開催状況、会議等への出席状況を記載しております。

5ページをお開きください。

こちらには、点検・評価の目的、実施方法、日程、選定事業などについて記載しております。

(4) ヒアリング日程等を御覧ください。今年度のヒアリングは7月20日月曜日午後1時30分から実施いたしました。出席者につきましては、教育委員の皆様と、学識経験者として、市PTA連絡協議会会長の島田氏及び市事業協会主事長の露木氏でございます。また、露木氏にはコーディネーターを務めていただきました。なお、出席をお願いしておりました横浜国立大学教育学部教授の重松氏におかれましては、当日は御欠席されましたため、後日、評価及び御意見を書面にて提出していただいたところでございます。

8ページを御覧ください。点検・評価ヒアリング結果一覧でございます。右から2つ目に欄がございます、各事業の「今後の方向性」につきましては、多数決で決定するのではなく、それぞれの選択肢を選んだ人数を記載してございます。

9ページをお開きください。ここからは、ヒアリングを行いました選定事業一つひとつについて、見開きで記載いたしております。左側ページの事業概要と成果、評価・振り返り、今後の方向性につきましては、市が全庁的に実施している事務事業評価と同じ内容となっております。

前年度点検・評価対象事業欄につきましては、今年度と前年度で同一の事業についてヒアリングを実施していた場合に、前年度の内容を記載するものでございますが、今年度の対象事業はいずれも前年度のヒアリング対象となっておりますので、この欄の記載はありません。

ここまでは、ヒアリングの際にお示ししていたものと同一の内容でございます。

右側ページでございますが、ヒアリングの中で皆様からいただいた御意見のうち主なものを記載しております。

また、一番下の今後の方向性につきましては、先ほど申し上げたとおり、それぞれの選択肢を選んだ人数を記載いたしました。

本日は、個々の事業に対する主な御意見のうち、ヒアリングに欠席された学識経験者の重松氏からいただいた御意見を中心にいくつか紹介させていただきます。

まずは、9ページから10ページの学力向上支援事業につきましては、一番下の御意見でございますが、ICT活用スキルを持つスタッフの採用についての御意見をいただきました。

続いて、11ページから12ページを御覧ください。こちらの人権教育事業でございますが、これも一番下の御意見になります。内容の改善や児童生徒の実態や今日的な課題に応じた内容へと改善していく必要があるという趣旨の御意見をいただきました。

13ページから14ページを御覧ください。部活動活性化事業でございます。こちらの意見は下から3番目でございますが、指導者と学校顧問との交流など組織的な取組の必要性についての御意見をいただいたところでございます。

次に15ページから16ページを御覧ください。教育相談事業についても一番下になりますが、窓口の専門性の向上、また、人材育成についての意見をいただいたところでございます。

次に、17ページ18ページを御覧ください。学校運営協議会推進事業でございます。こちらの御意見についても一番下の段になります。有益な他県の事例を検討する場の設置であったり、中学校では教育委員会主導で進めるのが現実的な対処ではないかという意見をいただいたところでございます。

最後に、19ページから20ページをお開きください。教育ネットワーク整備事業でございますが、一番下になります。教員のログインのチェックシステムであったり、顔認証等の技術的な助言をいただいたところでございます。

以上で重松氏からいただいた意見を中心に御紹介させていただきました。

次に、21ページから34ページにかけまして、昨年度実施いたしました点検・評価結果と、その後の各所管の対応状況を取りまとめております。

次に、35ページをお開きください。小田原市学校教育振興基本計画において達成すべき具体的な指標として設定した項目について、令和元年度の達成状況をまとめたものでございます。

報告書についての説明は以上でございますが、最後に、今後の予定について御説明します。

報告書の5ページにお戻りください。

(2) 点検・評価の実施方法 エからカを御覧ください。

本日の定例会で報告書について議決をいただきます。その後、この報告書を市議会に提出いたします。9月8日の厚生文教常任委員会での報告を予定しております。それから、市のホームページに掲出するとともに、小・中学校、幼稚園及び公共施設へ配架させていただくこととしております。

その後でございますが、カに記載したとおり、点検・評価における主要な御意見について、事務局としての考え方や対応について、随時、教育委員会定例会で報告・協議いただきながら、事業への反映に努めてまいりたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑)

○栢沼教育長 点検・評価の内容につきましては、すでに皆さまからいただいた御意見を整理してまとめられております。また、重松先生の御意見等も報告がございましたので、今後の方向性や取組について、(2) エ・オ・カという形で今後進めていく報告がございしますが、これらを踏まえて何か質疑意見等はございますでしょうか。

○吉田委員 5ページのカについてとても丁寧に御報告をいただいているので、点検・評価をした甲斐があるなと感じておりますので、御礼申し上げます。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) 学校施設開放について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明します。資料1を御覧ください。

学校施設開放につきましては、小・中学校のグラウンド及び体育館を、学校教育上支障のない範囲で地域活動や市民スポーツの場として開放しております。

1として6月10日時点の状況を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対策のため、神奈川県に発令されていた緊急事態宣言が5月25日に解除されましたため、臨時休業としていた市立小・中学校及び幼稚園を6月1日から再開いたしました。学校再開後1か月間は施設の使用を学習活動に限定することで、児童生徒に対する感染リスクを極力軽減するため、学校施設開放の再開を7月1日からとし、使用者に対しては、感染予防の徹底及び使用した設備について消毒を行うことで、再開いたしました。

2として8月18日時点の状況を御覧ください。7月17日に神奈川県においては「神奈川県警戒アラート」を発出し、感染対策の徹底の要請を行っている中、県西地域の感染者も増加しておりますことから小田原保健福祉事務所及び学校保健会との調整を踏まえ、8月5日から、感染リスクの高い教科活動を行わないこと、及び部活動においては個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定することといたしました。

そのような中、学校施設開放については、施設の使用を学習活動に限定することで、児童生徒への感染リスクを極力軽減するため、夏季休業期間が終了し学校が再開する8月24日から当面の間、一時中止することとしたものでございます。

説明は以上となります。

(質疑)

○吉田委員 学校施設開放中の使用状況について教えてください。

○教育総務課長 主にスポーツ団体等につきましては、年間を通して予定を組んでおりますので、再開を待っていただいたという状況でございまして、ほぼ多くの学校で使われているという実態はございます。状況によって使われたり、使われなかったり、主催者側の事情で起こることもありますが、予約自体はかなり埋まっている状況で、十分な利用はされているところでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 令和2年度におけるICTを活用した取組について

(教育指導課)

○教育指導課長 それでは、私から御説明いたしますので、資料2を御覧ください。

令和2年度におけるICTを活用した取組について、現状と今後の見込みについて御報告させていただきます。

まず、1「経緯」でございますが、新型コロナウイルスの影響による臨時休業に備えるため、市議会6月定例会で、学習支援ソフトの使用料、学習用端末購入費、家庭学習用通信機器の購入費、および回線使用料にかかる補正予算が可決されました。

現在、これらの調達を進めており、御家庭にインターネット環境のない児童生徒への通信機器の貸出を含め、9月末までには、臨時休業時でも一定の学びの保障ができるICT学習環境が整う予定でございます。

一方、国では、コロナ禍における今年度の特例としまして、学校の授業では学校でしかできない学習活動に重点をおき、個人でも実施可能な学習活動の一部は授業以外の場で行うこと。これを学習活動の重点化とされております。これを認めており、本市としても、児童生徒の学びの保障のため、この学習活動の重点化を行っていく考えでございます。

そこで、今回整備するICT学習環境を最大限に有効活用し、学習活動の重点化を図るとともに、臨時休業時の学習保障に万全を期していくこととしました。

2「取組内容」でございます。「学校における学習支援ソフト等の活用」です。既存のパソコン教室の端末に加え、臨時休業への備えとして先行整備する学習用端末を使用して、授業で学習支援ソフト「ドリルパーク」等によるドリル学習や「G suite for Education」による課題の配付・回収などを行います。御家庭においても、同様に学習支援ソフト等の活用を行ってまいります。

そのために、家庭にインターネット環境のない児童生徒に対しては、学習用端末及び通信機器を貸与したいと考えております。

3「効果」でございます。学校で日常的にICTを活用した学習をすることによりまして、今後再び臨時休業を行うこととなった場合においても、スムーズにオンライン学習に対応することができると考えております。また、教員が学校の授業以外の場、御家庭になりますけれども、御家庭における児童生徒の学習状況を適切に把握することで、学習活動の重点化を効果的に進めることができると考えております。

裏面を御覧ください。4「スケジュール」でございます。8月上旬に学習支援ソフト等の児童生徒・教員用アカウントを学校に配付しておりまして、すでに教員による試験運用が始まっています。8月下旬この夏季休業明けから、パソコン教室の端末を使用した学習支援ソフト等の活用を開始しております。9月上旬には、保護者宛て通知（GIGAスクール構想に関する令和3年度からの小田原市の取組について、学習支援ソフト等を活用した家庭学習に関するお願い）の発送を予定しております。9月中旬から下旬にかけ、学習用端末、こちらは先行整備する約3500台及び家庭学習用通信機器が学校へ納品されることとなります。納品後、学習用端末を使用した学習支援ソフト等の活用を開始する予定です。その後、端末やソフトウェアの操作方法を学校で児童生徒に指導しまして、10月中旬には家庭における学習支援ソフト等の活用を開始する予定でございます。その際、学習用端末及び家庭学習用通信機器を必要とする家庭への貸与を行っていきたいと考えております。

以上、令和2年度におけるICTを活用した取組についての説明とさせていただきます。

(質疑)

○益田委員 現状ですね、インターネット環境のない児童・生徒の調査は終わっていて、終わっているとしたらどれくらいいるのかを教えてください。

○教育指導課指導主事 6月にインターネット環境の詳細な調査を行っておりまして、通信環境が家庭で整っていない御家庭が500世帯、それから、家庭で児童・生徒が使える端末が一台もないという家庭が2436世帯。という結果が出ております。6月の時点ですので、増減があることはあるかもしれませんが、調査の結果としてはそのようになります。

○益田委員 一人一台ない家庭が2436世帯ということはかなりの数であると思いますが、その辺のフォローというか、購入すれば渡せるのでしょうかけれども、数を把握して、教育委員会としてはどのような対応をしようかと、フォローをしようかという方向性があれば教えてください。

○教育指導課指導主事 今回、端末等を使って家庭で行っていただきたいものが、学習支援ソフト（ドリルパーク）が主なものになっております。それぞれのお子さんの学習状況に合わせて学習ができるドリルのソフトになっております。活用の仕方自体は、ログインの仕方、使い方は学校のほうで一定指導していきながら、また、学校の授業の中でもドリルパークは使ってもらうようになりますので、家庭での使い方についてもある程度行うことができるのではないかと考えております。学習支援ソフトに加えて、「G suite for Education」というソフトが臨時休業に備える課題の配布回収等になりますので、こちらについても学校において一定指導して、家庭で使っていただくような形で行っていきたくと考えております。

それぞれについて使い方等マニュアルの用意を業者に依頼しておりますので、そちらも有効に使っていきたくと考えております。

○吉田委員 家庭でパソコンを使ってドリルをやるということですが、それは通常授業が行われた場合は宿題というような位置づけでやることになるのでしょうか。

○教育指導課指導主事 今年度につきましては、資料2の経緯のところがございます、学習活動の重点化ということが国でも認められております。こちらは、学校の授業で行うものは学校でしかできないもの。例えば児童・生徒同士や先生と子供たちとの関わりですとか、学習への動機づけ、そして実習等に重点を置いて、それ以外の学習については、ある程度授業以外にも行うことができるとなっております。

ですので、今回、学習用端末の貸与を行いまして、全部の家庭で児童・生徒が家庭でもインターネット使用した学習環境が整いますので、家庭学習の課題として、使っていくことも想定しております。

○吉田委員 そうすると学校が、学校でやる授業の時間は少ないということになって、その分家庭において勉強する時間が多くなっていくというコロナ対策を意識した計画ということでしょうか。

○教育指導課長 今年度につきましては、2箇月の臨時休業ということもありましたので、進まなかった分も学習しなくてはならないので、学校では学校でしかできない内容に特化して、習熟は家庭学習で、というような方向をとっていかざるを得ないかなと考えているところがございます。そこについては、御家庭の理解も必要となりますので、先ほど申し上げましたとおり、御家庭にもお願いの案内文を出させていただきまして、家庭で行う学習に

についても、学校で行う教育課程の一部だということにお考えいただいて、一緒に取り組んでいただけるように周知を図っていきたいと考えております。

○益田委員 スケジュールを見ると、とてもタイトなスケジュールになっていて、この状況の中、しかたのないことかもしれませんが、学校の先生たちがコロナ対応だけでも忙しいのに、ICTの授業研究までしなければならない状況になっていると思うと、フォローの仕方というか、研修なりの時間は取られているのでしょうか。

○教育指導課指導主事 研修については、夏の間に机上での研修ということで、資料の送付、先生方に動画を視聴していただく形での負担にならないような研修を受けていただけるような形で行っております。それから、今後、同じように希望で参加していただいて、それ以外の方は机上で受けていただくような概要の説明会、ですとか、希望での操作方法の研修等も考えております。

今後、業者からマニュアルですとか使い方の提供を受けていきますので、そういったものも合わせて先生方の負担にならず、ただ、臨時休業への備えや学習を充実していくということもありますので、バランスを考えながら研修等を行っていきたいと考えております。

○栢沼教育長 関連して、今業者からのマニュアルの話がありましたが、これは教員用なのか、児童・生徒用なのかあるいは、家庭用のマニュアルなのか、その辺はどのように考えているのか。

○教育指導課指導主事 先生方が用いる詳しいものもありますし、児童・生徒や家庭で使っていただく際に簡単な表記のものも合わせて用意してもらっているところです。

○栢沼教育長 家庭用は。家庭用にルーター等貸し出す場合もありますよね。保護者によっては、全く操作が分からない。どうしたらいいのかという時に操作のマニュアルとか手順が専門家でなくても誰でも見やすく、本当に素人が分かりやすいマニュアルが必要ではないかと思うので、各家庭に行って説明するわけにはいかないのか、そういったことはどのように考えているのか。

○教育指導課指導主事 家庭向け、児童・生徒向けに学習用端末上の画面を写真で映したようなものに丸印をつけてここを操作してくださいとしたり、説明についても送り仮名を入れたりですとか、説明を加えたり、Q&Aといったわかりやすいものを用意していく予定となっております。

○栢沼教育長 特に小学生の場合に、1年生から6年生までの発達段階の能力差もあります。そのなかでも、同じマニュアルということではなく、低学年用には噛み砕いて分かりやすいように工夫して、大変ですけれども改めて作成して、説明したほうが良いのかなという感じがします。ぜひ検討していただければと思います。

7 教育長閉会宣言

令和2年9月28日

教 育 長

署名委員（和田委員）

署名委員（吉田委員）